

一般廃棄物収集運搬業許可変更申請に係る提出書類

《役員改選の場合》

- 1 一般廃棄物処理業変更届出書（様式第12号）
- 2 現在の許可証の写し
- 3 商業登記簿謄本（役員変更後のもの）
- 4 役員に関する次の書類（新任役員のみで可）
 - ・役員名簿（変更後のもの）
 - ・住民票（本籍地が記載されているもの）の写し又は外国人登録証明書
 - ・身分証明書 ※本籍地の市町村へ申請
 - ・登記されていないことの証明書 ※地方法務局（郵送の場合：東京法務局）へ申請
- 5 欠格条項に該当しない旨の申告書（**新任役員のみで可**）

※添付書類は、上記に記載された順に添付すること。

《車両変更の場合》

- 1 一般廃棄物処理業変更届出書（様式第12号）
- 2 現在の許可証の写し
- 3 車両の自動車検査証の写し
- 4 車両の写真（デジカメ可）
 - ・写真は、正面、側面、後面から撮影したものを1枚ずつ（合計3枚）添付すること。
 - ・ナンバー及び社名（屋号）が確認できるように撮影すること。
 - ・運搬の際に容器を使用する場合は、その容器の写真を添付すること。
- 5 申請者が前号に掲げる車両の所有権を有しない場合には、当該車両を使用する権限を有することを証する書類（賃貸借契約書等の写し）

※添付書類は、上記に記載された順に添付すること。

年 月 日

一般廃棄物処理業変更届出書

滝沢・雫石環境組合
 管理者 様

申請者
 住所又は所在
 氏名印又は名称及び代表者の氏名

印

担当者氏名
 電話番号

許可を受けた下記事業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項に規定する許可申請書等の記載事項の変更が生じたので滝沢・雫石環境組合廃棄物の減量、適正処理等に関する条例第 5 4 条第 1 項の規定により届出します。

許可年月日		
許可番号		
変更年月日		
変更事項(省令に基づく変更事項の記載)	変更前	変更後
変更理由		

※添付書類

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 2 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する事項の変更の場合は、個人にあってはその住民票の写しとし、法人にあっては登記事項証明書とする。
- 2 規則第 2 条の 6 第 1 項第 2 号に規定する事項の変更の場合は、法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類及び法人の役員にあってはその法人の登記事項証明書とする。
- 3 規則第 2 条の 6 第 1 項第 3 号に規定する事項の変更の場合は、登記事項証明書とする。ただし、登記の変更を必要としないときは、この限りではない。
- 4 規則第 2 条の 6 第 1 項第 4 号に規定する事項の変更の場合は、変更した施設の構造を明らかにする図面とする。

《記入例》役員改選の場合

様式第12号（第42条関係）

平成29年5月 1日

一般廃棄物処理業変更届出書

滝沢・雫石環境組合
管理者 様

申請者

住所又は所在 滝沢市大石渡 332-2

氏名印又は名称及び代表者の氏名

滝沢産業 代表取締役 滝沢太郎 印

担当者氏名 滝沢 花子

電話番号 019-000-0000

許可を受けた下記事業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項に規定する許可申請書等の記載事項の変更が生じたので滝沢・雫石環境組合廃棄物の減量、適正処理等に関する条例第54条第1項の規定により届出します。

許可年月日	平成29年3月15日		3月に発行した許可書の日付と許可番号を記載
許可番号	滝沢市分と雫石町分で許可番号がそれぞれ違うので注意	滝雫七指令第1515001号	
変更年月日	平成29年5月1日		
変更事項(省令に基づく変更事項の記載)	変更前	変更後	
詳細資料を添付して提出する場合、「別紙のとおり」でも可とする。	代表取締役 滝沢太郎 取締役 滝沢次郎 退任 取締役 滝沢花子 監査役 滝沢裕次郎	代表取締役 滝沢太郎 取締役 滝沢雄二 新任 取締役 滝沢花子 監査役 滝沢裕次郎	
変更理由	役員改選のため		

※添付書類

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条の6第1項第1号に規定する事項の変更の場合は、個人にあってはその住民票の写しとし、法人にあっては登記事項証明書とする。
- 2 規則第2条の6第1項第2号に規定する事項の変更の場合は、法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類及び法人の役員にあってはその法人の登記事項証明書とする。
- 3 規則第2条の6第1項第3号に規定する事項の変更の場合は、登記事項証明書とする。ただし、登記の変更を必要としないときは、この限りではない。
- 4 規則第2条の6第1項第4号に規定する事項の変更の場合は、変更した施設の構造を明らかにする図面とする。

《記入例》車両変更の場合

様式第12号（第42条関係）

平成29年5月 1日

一般廃棄物処理業変更届出書

滝沢・雫石環境組合
管理者 様

申請者

住所又は所在 滝沢市大石渡 332-2

氏名印又は名称及び代表者の氏名

滝沢産業 代表取締役 滝沢 太郎 印

担当者氏名 滝沢 花子

電話番号 019-000-0000

許可を受けた下記事業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項に規定する許可申請書等の記載事項の変更が生じたので滝沢・雫石環境組合廃棄物の減量、適正処理等に関する条例第54条第1項の規定により届出します。

許可年月日	平成29年3月15日		3月に発行した許可書の日付と許可番号を記載
許可番号	滝沢市分と雫石町分で許可番号がそれぞれ違うので注意	滝雫セ指令第1515001号	
変更年月日	平成29年5月1日		
変更事項(省令に基づく変更事項の記載)	変更前	変更後	
詳細資料を添付して提出する場合、「別紙のとおり」でも可とする。	岩手 800 あ 1111 岩手 800 い <u>2222</u> 廃車 岩手 800 う 3333	岩手 800 あ 1111 岩手 800 お <u>5555</u> 増車 岩手 800 う 3333	
変更理由	車両変更のため		

※添付書類

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条の6第1項第1号に規定する事項の変更の場合は、個人にあってはその住民票の写しとし、法人にあっては登記事項証明書とする。
- 2 規則第2条の6第1項第2号に規定する事項の変更の場合は、法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類及び法人の役員にあってはその法人の登記事項証明書とする。
- 3 規則第2条の6第1項第3号に規定する事項の変更の場合は、登記事項証明書とする。ただし、登記の変更を必要としないときは、この限りではない。
- 4 規則第2条の6第1項第4号に規定する事項の変更の場合は、変更した施設の構造を明らかにする図面とする。